

**千葉市企業立地促進事業補助制度を拡充し、新支援制度も創設します！**  
～成長産業の企業や産業用地へ進出する企業、業界団体に対し支援～

千葉市は、先進・重点産業の業務機能や企業の集積を一層加速させるとともに、立地特性に即した工場や研究施設の集積を促し、激しさを増す都市間競争を勝ち抜くため、「千葉市企業立地促進事業補助制度」を拡充しますので、お知らせします。

また、拡充に加え、さらなる業務機能・企業の集積を促すため、先進・重点産業の業界団体への支援制度を新設しますので、併せてお知らせします。

**1 千葉市企業立地促進事業補助制度の拡充（※2つの新規メニュー追加等。詳細は別紙新旧対照表参照。）**

**①<賃借型>「ちば共創企業賃借立地事業」メニューの新設**

(1) 趣 旨

周辺地域を牽引する都市として、先進・重点産業の業務機能・企業の集積を力強く実現する。

(2) 対象地区

千葉都心地区・幕張新都心地区・蘇我特定地区

(3) 業種要件（※次のア・イのいずれかの業種に該当すること）

ア 「IT・クリエイティブ産業」

「食品・健康生活実現型産業」

「先端・素材型ものづくり関連産業」

イ 「国家戦略特区関連産業（ドローン関連、パーソナルモビリティ等）」

(4) 投資要件（※次のア・イの要件を満たすこと）

ア 80㎡以上かつ常時雇用者3名以上、若しくは100㎡以上

イ 業歴3年以上、直近3期の平均経常黒字維持及び繰越損失なし

(5) 補助内容

ア 賃借料補助（補助率 2/3）【上限1,000万円】

※本社特例 上限額2,000万円

イ 法人市民税（補助率 2/3）×4年

※本社特例又は大型特例により【補助率 1/1、及び補助期間+1年】

**②<所有型>「ちば共創企業重点立地事業」メニューの新設**

(1) 趣 旨

立地特性に即した工場や研究施設の集積を促し、激しさを増す都市間競争を勝ち抜く。

(2) 対象地区

市長が特に認めた地区（重点コア産業創出地区）

※制度開始当初は「ネクストコア千葉誉田」を指定

(3) 業種要件

市長が指定した地区内で特に集積を進める必要があるとして指定した業種

※制度開始当初は「食品・健康生活実現型産業」を指定

(4) 投資要件（※次のア・イの合計額が2億円以上）

ア 取得固定資産評価額（1億円以上）

イ 常時雇用者数×10百万円

(5) 補助内容

ア 固定資産税・都市計画税×（5年+1年【本社特例 or 大型特例】）

イ 法人市民税・事業所税 1年

**③その他**

対象となる地区・地域及び業種・条件を拡大。（※全メニュー共通）

## 2 「コア産業業界団体等立地促進事業補助制度」の新設

- (1) 趣 旨  
先進・重点産業の業務機能・企業の集積を図るため、核となる業界団体を誘致する。
- (2) 対象地区  
千葉都心地区・幕張新都心地区・蘇我特定地区
- (3) 補助対象者（※主に同じ産業や業種に携わる企業が加入する団体で、ア・イの要件を満たすこと）
  - ア 法人格（一般社団法人・一般財団法人等）を有していること。
  - イ 以下のいずれかに該当する活動を行っており、当該業界において重要な役割を果たしていると認められること。
    - (ア) 業界内での利害調整を行っていること。
    - (イ) 業界に関する資格制度、認証制度の実施をしていること。
    - (ウ) 研究・研修施設等の運営を行っていること。
    - (エ) 当該業界への調査研究の実施及び成果の対外発信を行っていること。
    - (オ) 業界外への利益代表としての活動を行っていること。
    - (カ) その他、業界内において重要な活動を行っていることと認められること。
- (4) 補助要件（以下の全ての要件をみたすこと）
  - ア ちば共創企業賃借立地事業に規定する業種要件に該当する業界の団体であること。
  - イ 会員数が50事業者以上であること。
  - ウ 事務局所在地が市外から市内へ移転すること。
  - エ 年1回以上、総会員数の半数以上が出席する会合を市内で開催すること。
- (5) 補助内容  
事務局設置に係る賃借料(1/2)×3年  
※累積して上限額(300万円、本部所在地でない場合は150万円)に達するまで

## 3 施行日

平成30年4月1日